

# 下水道使用料の料金改定について

下水道使用料の料金改定については、広報しゃりの2021年5月から7月号で掲載した「まちの下水道について」、その他、住民説明会等でお知らせしてきたところです。

来年4月からの下水道使用料の改定に向け、自治会回覧にて再度お知らせいたします。

## ◎これまでの下水道事業

皆さんにご負担いただいている下水道使用料は、昭和62年の利用開始から現在まで料金改定を行っておらず、管内で最も安価な料金設定を維持しており、事業を行うために必要な収入の不足分を町からの補助金などで賄ってきました。

その結果、使用料で賄うべき事業費がどの程度賄えているかを示す「料金回収率」は過去5年間の平均で50.8%しかなく、近年は事業内容を施設や設備の維持管理に限定するなど、経費の縮減に努めてきました。

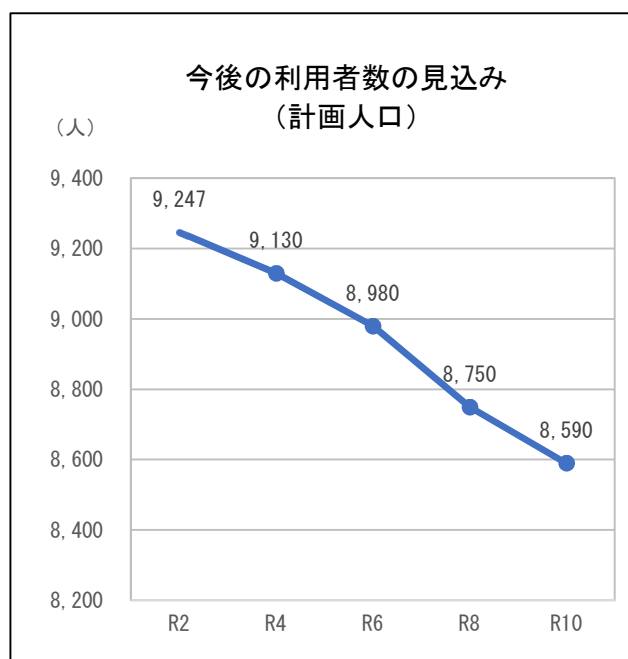
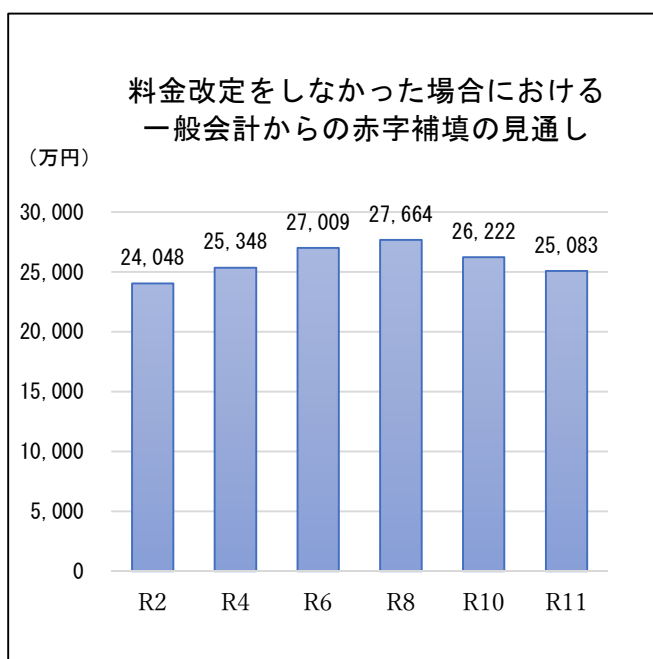
## ◎これからの下水道事業

下水道事業は、令和6年度までに経理方式を民間企業が採用する複式簿記に移行し、経営成績、財務状況の更なる「見える化」を推進すること、原則、使用料収入のみで収益的支出（日常的に発生する経費）を賄う（経費回収率を100%にする）ことが求められることになり、経費の縮減に加えて使用料収入の確保という新たな課題を解決していかなくてはなりません。

## ◎課題解決に向けて

今後もこれまで以上に経費圧縮のために様々な努力を継続していきますが、人口減少等による使用料収入の減少から、更に厳しい経営状況となることが想定されています。

これからも安定的、継続的に下水道事業を行うためには、施設や設備の適切な維持管理とそれを行うための収入確保が不可欠であり、令和4年度からの料金改定は避けられない状況となっています。



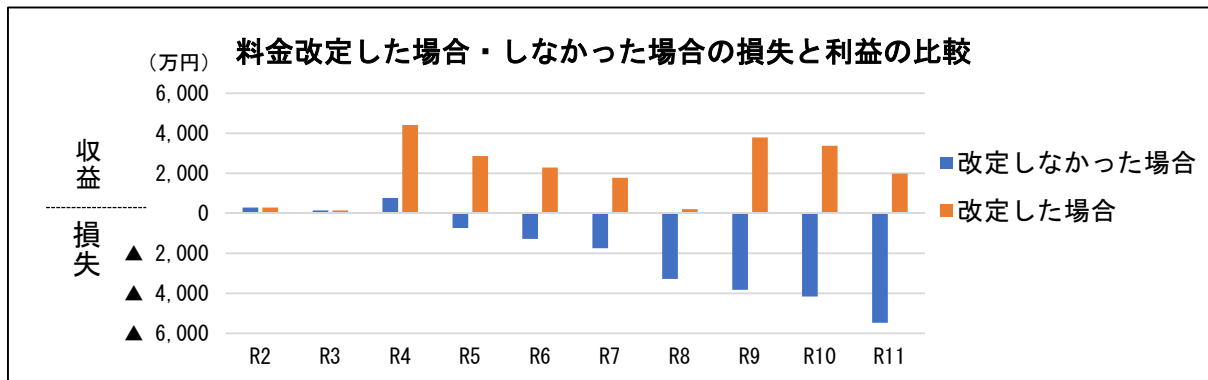
裏面に続く

## ◎料金改定(案)の主な内容

令和2年度から令和11年度までの10年を収支改善に向けた計画期間とし、使用料収入の増収と町からの補助金の抑制に向け、段階的な料金改定を行います。下水道料金の改定率について試算した結果、経営状況を直ちに健全(経費回収率を100%)化するためには、令和4年度に136%(現行の2.36倍)の改定が必要との結果でしたが、一度の改定率としては現実的ではないことから、過去の上水道料金の改定率を考慮して+20%としました。利用者負担に配慮した料金改定を目指し、現段階では「令和4年度に改定率+20%」、「令和9年度に改定率+20%」の料金改定案をまとめたところです。

### 現行料金と改定料金案(令和4年度)との比較

使用水量	現行料金	令和4年度改定	
		料金	現行との差
10 m <sup>3</sup>	1,540 円	1,840 円	+300 円
15 m <sup>3</sup>	2,360 円	2,830 円	+470 円
20 m <sup>3</sup>	3,190 円	3,820 円	+630 円
25 m <sup>3</sup>	4,010 円	4,810 円	+800 円
30 m <sup>3</sup>	4,840 円	5,800 円	+960 円
40 m <sup>3</sup>	6,490 円	7,780 円	+1,290 円
50 m <sup>3</sup>	8,140 円	9,760 円	+1,620 円



## ◎これまでの取り組みと今後のスケジュール

これまで下水道事業のしくみや現状について、広報や説明会などを通じてお知らせしてきました。新型コロナウイルス感染症の影響が続く中ではありますが、上記案のとおり料金改定を行う予定です。

下水道事業を健全に運営するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

時期	内容	備考
令和3年 3月～	議会への料金改定計画(案)等の説明・協議	広報、ホームページ等
令和3年 8月～	利用団体及び町民向けの料金改定計画(案)等の説明	
令和3年 10月	公共料金等審議会へ諮問	
令和4年 3月	料金改定案の議会提案(条例改正)	
令和4年 3月～	住民・利用者周知	広報、新聞折込等
令和4年 4月	下水道使用料改定・条例施行(請求は6月分から反映)	

【問合せ先】 斜里町 水道課 / 電話：26-8384 (直通) / 8:45～17:30 (土・日・祝日除く)